

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 28日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730418

研究課題名（和文） フランス都市暴動の社会学的研究—集合的行為論と社会的排除論の観点から

研究課題名（英文） Sociological Study on urban riots in France

## 研究代表者

松浦 雄介（MATSUURA YUSUKE）

熊本大学・文学部・准教授

研究者番号：10363516

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として、都市暴動を社会学の理論的フレームワークの中に位置づけ説明可能にしたことがある。都市暴動を理解するためには、従来そうされてきたように剥奪論の観点からのみ見るのではなく、集合行為論の観点からも見るのが必要である。1980年代の郊外の若者による社会運動が限界に達した後、暴動は「別の手段による社会運動の継続」として選択されたのである。

研究成果の概要（英文）：In this study I analyzed urban riots in France applying sociological theoretical frameworks. I showed that in order to fully understand the urban riots it is important to see them through the point of view of deprivation theory, but also through that of theory of collective actions.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：集合行為、都市暴動、社会運動、剥奪論、郊外

## 1. 研究開始当初の背景

2005年、フランスのパリ郊外で、警官に追われた二人の少年の事故死から暴動が発生した。この暴動はフランス全土に広がり、二週間以上にもわたって続き、多くの車や建物が壊されたり燃やされたりした。この出来事は、日本を含め世界中で報道され、衝撃を与えたが、しかし規模の大小を問わないなら

ば、フランスでは郊外の暴動は1980年ごろから起こっている出来事であり、2005年の出来事は、規模と持続期間の点でそれまでの暴動と異なる特異なケースではあるけれども、まったく突発的な出来事というわけではなく、やはり80年代以降の郊外社会の文脈の延長上で発生した出来事であった。

従来、この都市暴動については、失業、貧

困、学業不振、劣悪な住環境、差別といった郊外の諸問題によってその発生を説明する、都市社会学の観点から研究されてきた。ここでは、暴動をなんらかの剥奪状況の関数と捉える剥奪論が前提とされており、それゆえ暴動を論じながら、当の暴動という現象そのものについてはあまり目が向けられず、もっぱらその背景にある、剥奪状況を生み出す諸問題について論じられる傾向があった。

暴動の背景に剥奪状況があることは否定の余地のない事実であるし、剥奪状況を精査するその種の研究はきわめて重要ではある。しかし、それだけでは限界がある。その理由は以下の二つである。

第一に、剥奪状況がある地域でも暴動が発生しなかったところもあるからである。たとえば2005年暴動の多くは、「脆弱都市区域」(ZUS)に指定されている地区で起こっている。ZUSとは、居住や雇用の点で困難が集積する知己として行政に認定された地域のことである。しかしZUSに指定されている全ての地域で暴動がおこったわけではない。

第二に、郊外の剥奪状況はすでに1980年代には顕在化しており、その頃に暴動も顕在化し始めているが、しかしその頃はまた例外的で、むしろ社会運動のほうが主流だったからである。暴動が頻発するようになったのは1990年代であり、郊外の剥奪状況の社会問題化と暴動の顕在化とのあいだには、タイムラグがある。

つまり、剥奪状況の存在が機械的に暴動を引き起こすわけではない。それゆえ、どうして剥奪状況が暴動というかたちで表出するのか、剥奪状況と暴動とのあいだにはどのような関係があるのかについて、より精密な理解をもつ必要がある。

## 2. 研究の目的

上記の問いに対する答えを求めるために、本研究が目的としたのは、集合行為論の枠組みを用いて都市暴動を解明することである。上述のとおり、1980年代には、剥奪状況に対する異議申し立ての手段としては社会運動のほうが一般的であり、暴動が頻発し始めるのは1990年代以降である。それゆえフランス都市暴動にかんして問われなければならないのは、「なぜそれは起こったのか?」「若者たちの不満の原因は何か?」「郊外の剥奪状況はどの程度深刻なのか?」といった問いだけではないはずである。「不満が、なぜ、そしてどのような条件のもとで暴動へと転換されるのか?」「なぜ不満は他の形態ではなく暴動という形態をとって現われたのか?」といった問いを解明することによって、従来の剥奪論の限界を超えて、暴動とい

う現象を理解することができる。これらの問いにたいして一定の答えを得ることが、本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

上記の目的を達するために、本研究では現地での調査と資料収集を二度行った、一度目は2009年9月にパリ郊外で行った調査であり、アソシエーションのメンバーや学校教師、精神科医など、地域に密着して郊外の諸問題の改善に取り組む人々へのインタビューを行った。

二度目は2010年9月にパリ市内の移民史博物館付設図書館でおこなった資料および文献収集である。暴動のみならず、都市社会学や集合行為論にかんする資料や文献を系統的に収集し、その読解を行った。

これらの調査によって得られたデータや資料、文献をもとに分析を行った。分析の際の理論枠組みとして用いたのは、上述のとおり、集合行為論である。この理論枠組みを用いることによって、なぜ郊外の剥奪状況にたいする異議申し立てのために、社会運動ではなく暴動という手段が取られたのか、両者の違いは何か、といった問いを問うことが可能になる。

## 4. 研究成果

①郊外における暴動が最初に確認されたのは1979年、リヨン郊外のヴォー・アン・ブランにおいてである。ただしこの事件についてはメディアによる報道もなく、ほとんど認知されることなく忘れ去られた。郊外における暴動の存在が広く注目されたのは、1981年、おなじくリヨン郊外のヴェニッシュューでの暴動が、メディアによって広く報道され、郊外における暴力の存在を社会に知らしめることになった。とはいえ、この頃は、まだ暴動は例外的な現象とみなされ、それをうわまわるさまざまな社会運動が展開されていた。

②1980年代にフランスで移民の若者が直面する社会運動のレパトリーにはさまざまなものがあった。アソシエーションの結成が相次ぎ、政治討論会や若者の指導、選挙人名簿への登録がすすめられる一方で、異議申し立てとしては、警察による若者たちへの差別的な取り締まりに抗議すべく、ハンガーストライキやロックコンサートが開かれた。また、ラジオ局の開設をつうじて、若者たちのネットワークも進められた。

③これらの社会運動のピークが1983年の「人種差別に反対する平等のためのデモ行

進」(通称「プールの行進」)であった。30人ほどの若者がマルセイユを出発し、目的地のパリに着くころには10万人近くに参加者が膨らんだ。若者グループのリーダーたちはミッテラン大統領に迎えられ、10年間の滞在および就労の許可証の創設など、要求を提示し、そしてそれらは受け入れられた。このように、80年代の前半には、さかんに創設されたアソシエーションやメディアによるネットワークを背景に、デモ、ハンガーストライキ、コンサート、選挙などの多様な社会運動のレパートリーが用いられた。

④しかし、これらの社会運動の熱気は長続きしなかった。その主な理由は、もともと社会運動の中にあつた方向性の違いが、しだいに顕在化したからである。一方には、フランスが基本的価値とする平等の原則に則り、あらゆる差別にたいする異議申し立ての一環としてみずからの運動を位置づけ、他の非移民系の反差別団体や行政とも協力する統合路線の人々がいた。他方には、反差別一般を対象とした運動ではマグレブ系移民に固有の問題が扱えないこと、また反差別の団体が当事者を差し置いて運動を展開することへの不満を持ち、マグレブ系独自の団体を作ることを目指す自主路線の人々がいた。この統合路線と自主路線の違いは、すでに1983年の「プールの行進」にも潜在していたが、その後、それは徐々に顕在化してゆく。

⑤統合路線は、フランス社会の基本的な価値観と親和的であり、プールの行進や、園印藤の延長上で結成されたアソシエーション「SOS 人種差別」などの成果を生み出してきた。しかしこの方向性ではマグレブ系移民に固有の問題を扱うのが難しい。それにたいして自主路線の運動は、フランス社会の基本的な価値観と必ずしも一致せず、運動のために必要な諸資源を得ることが難しかった。ここに、郊外の若者の社会運動が直面するジレンマがあつた。こうして社会運動は、郊外の若者が直面するはく奪状況にたいする異議申し立ての手段として、十分に定着することがなかつたのである。

⑥暴動は、1990年ごろから、社会運動が異議申し立ての手段として有効性を減じてゆくなかで、かわって顕在化するようになった。社会運動との著しい外見的な違いにもかかわらず、暴動は、社会運動がそうであるように、剥奪状況にたいする異議を申し立てる集合行為であり、事実、フランスの都市暴動は、たびたびはく奪状況を改善するための政治的対応を引き出すことに成功してきた。1981年の暴動の後には、住宅問題の解決に貯めに「地区社会開発」が、教育問題の解決

のために「教育優先地区」が創設された。1990年の暴動の後には、郊外の諸問題を一括して扱う「都市問題省」が創設された。2005年の暴動の後には、「機会均等法」および2007年の「郊外計画」が発表された。このように、暴動の後には、郊外の諸問題を改善する政策が打ち出されてきた。その意味で、それは「別の手段による社会運動の継続」である。

⑦とはいえ、集合行為としての暴動に限界もある。第一に、暴動の発生は、当該地域の企業や商店の転出を増加させ、新規転入を減少させる。それゆえ地域の雇用及び若者減り、地域の貧困化が進む。第二に、郊外の若者にたいする与論や政治の態度が硬化し、そのことが、彼らの雇用の機会の減少や警察との関係の悪化などをもたらす。つまり、暴動は、みずからが異議を申し立てようとした郊外のはく奪状況、それ自身で再生産してしまうのである。

⑧フランスの歴史家M・ブロックは、「一つの社会体制派、その内部構造によつてのみならず、またこの体制がひきおこす反作用によつても特色づけられる…資本主義的大企業がストライキを切り離しえないと同じように、農民一揆もまた領主制度から切り離しえないように見える」と述べている。暴動は、現代フランスの社会体制を特色を浮かび上がらせる「反作用」であり、その意味で暴動を少佐言うに分析することは、フランス社会の根底的な把握につながるのである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

①松浦雄介「社会運動から都市暴動へーフランス郊外における集合行為の変容について」『日仏社会学会年報』第19号、15～28頁、2009年、査読無

<http://reposit.lib.kumamoto-u.ac.jp/handle/2298/18311>

[学会発表] (計1件)

①松浦雄介「フランス都市暴動における暴力の諸相」日仏社会学会大会シンポジウム「パースペクティブとしての<力>—暴力・労働・贈与」岡山県立大学(岡山)、2009年10月17日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 雄介 (MATSUURA YUSUKE)

熊本大学・文学部・准教授

研究者番号：10363516

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：